

健康文化

## 子どもの虐待とネットワーク

吉田 久美子

### 1) 虐待とは

最近、子どもの虐待による死が新聞やテレビに報道され大きな社会問題となってきた。厚生労働省の報告によれば、全国の児童相談所における虐待相談所処理件数は、急増しており、統計を取り始めた1900年は、1,101件であったが、2000年には、18,804件と10倍以上になっている。現在の母子保健施策の中で重要課題は、事故や虐待や乳幼児突然死症候群を予防して乳幼児死亡を減らすことである。最重症の養育問題である「虐待」を防止する知識技術は、虐待予防さらには子どもたちの心の発達を守ることに通じる。

虐待とは Abuse といい、権力の乱用、力の誤用という意味がある。社会的に力のある立場にある側が、弱者の立場におかれている人に対して、その権力を乱用し、悪用する行為のことをさす。これを子どもの虐待にあてはめると、おとながその権力を乱用して子どもの人権を侵害する行為のことである。暴力は力関係のなかで起こり、必ず力のある者から力の弱い者へ向けられるという構図がある。おとなと子どもの間には、歴然とした力の差があり、そのため、子どもの尊厳を踏みにじるという行為は、いつでも、どこでも、誰にでも起こる可能性はある。子ども虐待の定義は、平成12年5月に公布された児童虐待の防止等に関する法律の中で、保護者がその監護をする児童（18歳に満たない者）に対して行う身体的暴行、性的虐待、養育の拒否や怠慢（ネグレクト）、性的虐待と明文化された。日常、新聞やテレビで取り上げられているのは身体的虐待であって、これは生命に直結する部分であり氷山の一角・頂点部分で、その下にはたくさんの虐待を受けている子どもがいるのが現実である。虐待の予後は再発が多く、死亡・外傷による障害・成長障害だけでなく長期になると精神遅滞・精神疾患・反社会的行動・虐待する親（世代間連鎖）が多い。世代間連鎖とは最も信頼できるはずの人から、暴力を受け続けると身体の傷だけでなく心

に大きな傷を残し、自尊心や人への信頼感がもてなくなり性格のゆがみを残す。そして、孤立感や劣等感から攻撃的行動にでるようになる。そして、大人になり、このような状態は次の世代に引き継がれていく。

このことから考えると、虐待に取り組む大切さはいまの子どもの生命を救うだけでなく、心を守り世代間連鎖を阻むことが重要だと考える。そのためには、親と子ども両者の負った傷を焦らずゆっくり癒していくことが必要であり、この援助は、長い時間と多大なエネルギーを要するものである。援助者として関わる時、単独では支援しきれるものではなく、スーパーバイザーの存在や他職種との連携が重要となる。

虐待は、子ども時代に愛されなかった親、経済的困難や夫婦関係の破綻等生活上のストレス、社会的孤立、育てにくい子どもなどの条件が整うと起きる。これらの条件を改善することにより援助の効果をあげることができるが、問題が複雑であるだけに事例ごとに援助ネットワークを組織することが重要で、保健・医療・福祉・教育機関等との密接な連携援助を行う必要がある。多くの機関が連携して援助をするには、調整機関が必須になる。また、お互いの機関の役割を理解することも重要となる。このように、虐待予防活動には、地域の連携システム構築が課題となる。効果的なネットワークをつくるには、保健師のケースワーク機能やコーディネーション機能が効果を上げると考えた。平成10年滋賀県彦根市では、市保健センター健康管理課に事務局を置く虐待防止ネットワーク委員会を設置し効果を上げている。今回は、特にネットワーク構築の初期の留意点を検討し報告する。

## 2. 子ども虐待防止ネットワーク

彦根市の人口は、約10万8千人、平成10年の年間出生数1,225人(11.6%)、高齢人口16,470人(15.5%)である。保健師は地域の疎遠化にともない、育児不安をもつ親たちへのサポートを感じていたが、虐待のケースをほとんど把握できていない状態であった。平成10年滋賀県子ども相談センター虐待件数150件中、彦根管内39件、平成12年度滋賀県408件、彦根管内140件である。彦根市虐待防止ネットワーク委員会は、①地域で虐待に関する認識を高める。②虐待の早期発見・早期介入のための地域でのサポート体制作りを検討する。③各機関の役割を明確にし、ネットワーク体制を整えることを目的に発足した。

委員会の構成メンバーは、彦根市健康管理課、滋賀県子ども家庭相談センター、滋賀県湖東地域振興局地域健康福祉部、彦根市福祉事務所社会児童福祉係、医師会、市民病院、主任児童委員、教育委員会（学校教育課、障害学習課）、小中学校長会、幼稚園長会、保育協議会、学識経験者（保健師）で始まった。13年度からは、市福祉事務所児童福祉係が課になり、虐待防止ネットワーク委員会の事務局となった。同時に、警察署と市家庭児童相談室が加わり、14年度弁護士会と彦根子育てネットワーク

が参加した。その経過を表1に示した。事務局が健康管理課にあった平成10年から12年度までがネットワークの基盤作りの時期であった。この時期の会議は、各委員の虐待への関わり・実情の把握と認識について話し合ったところ、関わり、認識ともかなり

の差がみられたため、虐待の講義から始まり、事例検討を行った。これは、①参加者全員が虐待についての知識情報を獲得できること、②お互いの機関、職種など相互理解が促進されること、③自己の業務の点検と専門性の向上につなげることに効果があると考えたからである。そして、それぞ

表1 委員会の経過

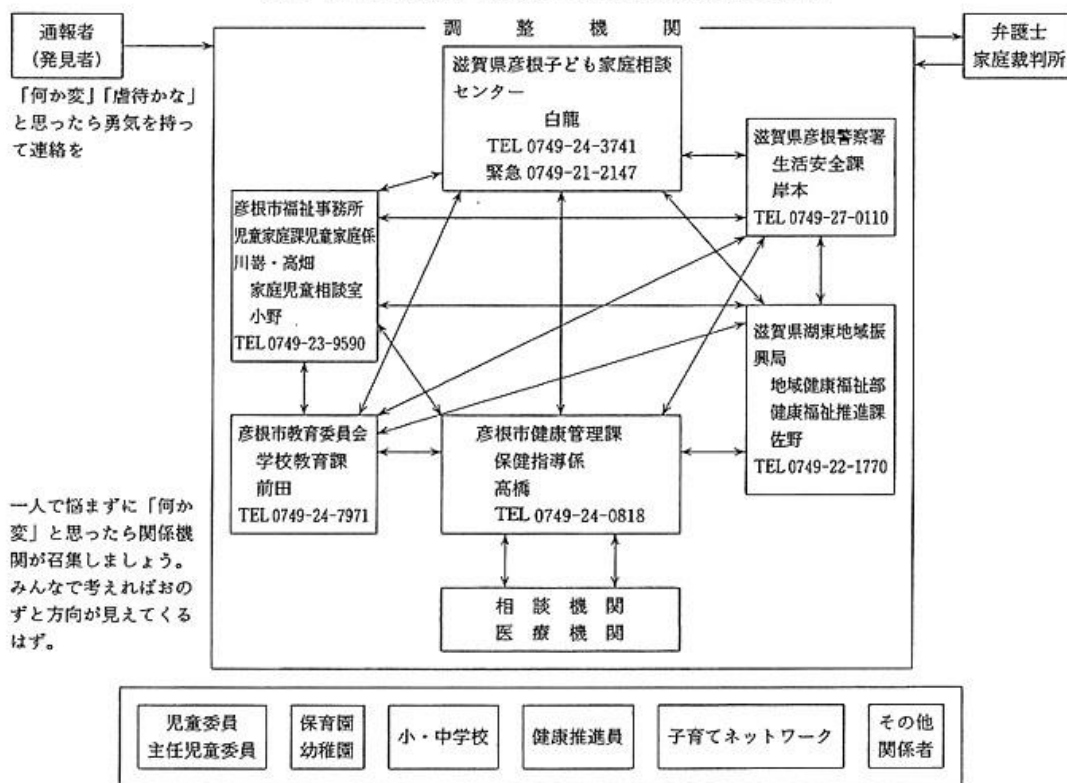
平成10年9月	各委員会の虐待に対する思いについての意見交換
11月	子どもの虐待について児童相談センターより講義・事例検討
11年2月	前会議の事例を通して関係機関の連携を図式化して考える
7月	検討事例を通して連携や自分の所属している機関の役割を考える。〈事例検討〉
10月	虐待ネットワーク発見図・連携図・支援図についての検討(図1、2)
12年2月	各委員会の今までの活動実績と今後の課題について報告
6月	今年度の活動計画
9月	事例検討会
10月	事例検討会
12月	虐待防止法の報告、事例検討会の報告、関係調整機関の定例会の検討
13年1月	事例検討会
2月	今年度活動のまとめ・委員会の課題と各機関からの今後の課題
6月	12年度の報告・今年度の事業計画について(委員会、研修会、講演会、調整会議)
8月	子ども家庭相談センターの相談状況説明・講演会・研修会の検討、事例検討
10月	各機関のマニュアル作成について、事例検討、市民向けシンポジウム
12月	シンポジウム報告、マニュアルの検討、事例検討
14年2月	今年度活動のまとめ・委員会・各機関からの課題 児童虐待通告相談ケース実績について

れの機関の取り組みの位置づけを提示し、連携支援について本音で話し合える場とした。事例では関わりを終了したものについて、ふりかえって各機関の役割を見直すことを中心に検討した。そして、彦根市子ども虐待防止のための関係機関関連図(図1)・発見図・関係機関役割図ができあがった。長期間経過している事例、終了した事例を、委員会で検討することで、連携すべき機関相互のあり方、相互チェックができ、専門性や連携を必要とすることの確認、役割分担等についての検討が加わっていった。また、委員会を通して一人一人のつ

ながりが強くなり、協働して活動しやすくなった。毎回、自分たちの課題を明確にし、結果報告とともに、今後の活動内容を具体化した。そのために、保健師と委員長は準備や資料作りを入念に行った。

各委員は、この委員会に参加することにより、子どもの虐待を地域全体のこととして捉えるようになった。このことから、窓口ができ、市民向けに配布する資料の連携図に担当者の名前を入れることになった。そして、自発的に所属機関において、虐待防止の取り組み（研修会事例検討会、会議）を展開した。

図1 彦根市児童虐待防止のための関係機関連携図



その情報を事務局に集約し、委員への支援として、講師紹介や研修会の情報提供を行った。2年経過時、委員会は情報の交換や学習の場として強く存続が望まれた。そのため、虐待に直接関わる調整機関会議を月1回定例化することで、緊急事例や相談事例に対応することとした。

これらの結果から、13年から福祉事務所内で児童福祉係が課になり、人員も

増加・予算配分され、この委員会の事務局となった。そのため、研修会や地域住民向けの講演会も行えるようになった。情報を集約するには、母子保健の第一拠点である市の健康管理課を事務局にしたことは有効であった。そして、そこから発展し、市の児童家庭課に引き継がれていったことは、第一次予防である子育て支援事業に広がりをもたらすこととなった。この会議の事例検討するなかで、虐待のメカニズムが共通認識され、育児不安の高い親たちの支援についても語られ、各機関の事業が点から線、面へと統合されていった。地方都市の限られた社会資源の中では、行政活動だけでは限界があり、虐待者の支援に苦慮している。しかし、私たちの住んでいる街・みんなが安心してすめる街になるために、めざましく成長し、自主活動を行っている民生児童委員や健康推進委員たちや、子育てをしている代表者も参加することで、もっと広い関係を創り出し、彦根市に適した活動が展開できると考えている。

(名古屋大学医学部保健学科看護学専攻 講師)

#### 参考文献

- 1) 厚生労働省：平成13年度版、厚生労働白書16, 2001
- 2) 日本子ども家庭総合研究所編：子ども虐待対応の手引き、2001